

盛岡地方振興局長告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

盛岡地方振興局長 望月正彦

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	野崎幸雄	盛岡市向中野字野原60番地	盛岡市向中野字野原10番地1